

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

令和8年6月3日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	松井産業株式会社	田原市田原町 松下9-20	R8.6.3	R8.7.2	1か月	<p>愛知県住宅供給公社が発注した「公社中切住宅始め24住宅消防用設備等点検委託」において、令和8年5月20日に松井産業株式会社を落札者として決定したところ、見積金額に誤りがあり、対応ができないとして、同社が契約を辞退したものである。</p> <p>このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、松井産業株式会社に対し指名停止を行う。</p>	愛知県住宅供給公社	—	要領 第4条第1項 (別表第3-7)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	丸利建設株式会社	新城市作手清 岳字ムカイ田 15-5	R8.5.20	R8.6.2	2週間	<p>新城設楽農林水産事務所発注の「小規模治山事業第4号工事」において、柵工の横木材料をチェーンソーで加工中、足を滑らせた際にチェーンソーが左膝に接触し、左膝挫創の負傷（中傷）をしたものである。</p> <p>本件は、令和8年4月27日開催の愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調査委員会において、安全管理の措置が不適切と判断されたことから、丸利建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	新城設楽農林水産事務所	新城市作手鴨ヶ谷字タカウト地内	要領 第4条第1項 (別表第1-7)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	スバル興業株式会社名古屋支店	名古屋市港区 小割通1-4	R8.5.1	R8.11.14	6.5か月	<p>公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、スバル興業株式会社始め違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>したがって、違反事業者4者のうち、本県の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の2者に対し、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。</p>	—	—	要領 第4条第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第3項
3-2	日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店	名古屋市千種区 区内山 3-26-2							

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	株式会社東光高岳中部支社	名古屋市中区錦2-3-4	R8.4.29	R8.6.28	2か月	<p>尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り合わせにおいて、令和8年4月23日に株式会社東光高岳を落札者として決定したところ、令和8年4月27日に、見積金額を誤ったとして同社が契約を辞退したものである。</p> <p>このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社東光高岳に対して指名停止を行う。</p>	尾張水道事務所	—	要領 第4条第1項 (別表第3-7)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	水 ing 株式会社 中部支店	名古屋市 中区新栄町 2-4	R8.4.2	R8.10.1	6か月	<p>公正取引委員会は、東京都発注の浄水場排水処理施設運転管理作業における見積参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月11日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>それに伴い、違反事業者に対して指名停止措置を行ったが、水 ing 株式会社については、愛知県が発注する建設工事及び測量・設計・建設コンサルタント等業務の有資格者ではないため、指定停止措置の対象外とした。</p> <p>今回令和8・9年度入札参加資格者名簿として更新されるが、この入札参加資格者名簿に水 ing 株式会社が登録されることになったため、愛知県建設工事等指名停止取扱第4条第1項(別表第3-1)及び第6条第6項項に基づき、指名停止措置を行うものである。</p>	—	—	要領 第4条第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第6項